

労働局長による「働き方改革」企業トップへの働きかけ

平成 27 年 5 月 25 日、東京労働局長（西岸正人）は、東京ガス株式会社の常務執行役員高松勝氏を訪問し、「働き方改革」への取組み状況をお聴きし、更なる取組みへの推進をお願いしました。



西岸正人労働局長（左）と高松勝常務執行役員（右）

【東京ガス株式会社】

本社所在地 東京都港区海岸 1 丁目 5 - 2 0
創 立 明治 18 年（1855 年）10 月 1 日
代 表 者 代表取締役社長 広瀬道明
労働者数 7,892 名（男性 6,878 名 87.2%、女性 1,014 名 12.8%）
事業内容 首都圏を中心とした約 1,100 万件の顧客にガスを届けるため、LNG（液化天然ガス）の調達、輸送から、都市ガスの製造、供給、エネルギーソリューションの提供と続く一連の事業

基本スタンス

従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる「活力ある組織」の実現を目指し、様々な制度を整えるとともに、「働きやすい職場環境づくり」のための支援制度を整え、制度活用のための意識啓発に努めています。

生産性の向上

2014 年度の平均総実労働時間は 1,863 時間で、このうち所定外労働時間は、149.2 時間となっています。

さらに所定外労働を削減し、生産性を向上するため、上長が部下の所定外労働の状況を確認するだけでなく、所定外労働を行うに至った本質的な理由を把握し、仕事の進め方・業務のあり方について、上長と部下で議論し改善する取組みをすすめています。

柔軟な働き方

全社員の9割にフレックスタイム制（フレキシブルタイム7時～22時）を適用しています。また、所属部署の事情を勘案したうえ、事由を問わず1週間の所定労働日数もしくは1日の所定労働時間を減ずる「短時間勤務制度」を設けています。

休暇取得促進

メリハリある働き方の実現にむけ、7月から9月の間に7日間の年次有給休暇の取得を促しています。

2014年は、夏季休暇取得促進「7Daysキャンペーン」として取り組み、期間中の平均取得日数は6.4日となり、結果として2014年度の全社員平均の年間取得日数は15日を越え、93%の社員が年間5日以上有給休暇を取得しました。

また、会社生活の節目となる30歳、35歳、40歳、50歳時に、5日～15日の連続した「リフレッシュ休暇」を設け、心身のリフレッシュ・活力の充電を図るとともに、将来に向けたキャリア開発の節目としても導入しています。



仕事と家庭の両立

育児休業については、満3歳に達した直後の4月末日までとし、1日2時間以内で勤務時間を免除する「短時間勤務制度」については、昨年度から妊娠中および小学校卒業までに適用期間を拡充しました。

また、フレックスタイム制やその他の休暇制度を利用するために適用者は少ないものの、介護休業については、最大3年とし、育児同様に1日2時間以内で勤務時間を免除する「短時間勤務制度」を設けています。

その他、時効となった法定の年次有給休暇を最大50日保存し、子どもや孫の学校行事、家族の介護・看護等に利用可能な有給休暇制度も設けています。



最後に労働局長から、フレックスタイム制の朝7時からのフレキシブルタイムを活用して、勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていく【ゆう活】*の促進をお願いしました。

* 『ゆう活』（ゆうやけ時間活動推進）

勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていくという考え方から

名付けられました。今まで勤務時間に充てられていた“夕”方の時間に、“悠々”とした自分の時間が生まれることでより一層生活を豊かにしていく。『ゆう活』を通じて、国民の働き方が変わることで、生活スタイルの変革を推進します。